介護保険の利用者負担軽減などのお知らせ

問合せ 介護高齢課介護保険係☎内線3147、3148

居住費や食費の負担軽減

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると介護保険施設の利用者負担額が軽減されます。現在交付されている人も7月31日(日)で有効期限が切れますので、継続には再度申請が必要です。

申請方法 申請書、同意書および預貯金などの口座残高の写しを介護高齢課介護保険係、または白沢・利根 支所生活係へ

対象外 ・預貯金などが単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超える

・世帯分離している(住民票上、世帯が異なる)配偶者に市民税が課税されている

	基準費用額(日額)						
対象要件	居住費など				食費		対象サービス
世帯全員が市民税非課税であること	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	7.3.7
老齢福祉年金または生活保護の受給者	820 円	490 円	490円 (320円)	0 円	300円	300円	特別養護老人ホーム
合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下 ★	820 円	490 円	490円 (420円)	370 円	390 円	600円	介護老人保健施設 介護療養型医療施設
合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下 ★	1,310 円	1,310 円	1,310円 (820円)	370 円	650 円	1,000 円	地域密着型介護 老人福祉施設
合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円超 ★	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	1,360 円	1,300 円	ショートステイ

- ※()内の金額は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合
- ※ ★は、非課税年金(障害年金・遺族年金)の収入額を含める

社会福祉法人施設の負担軽減

生活が困難な人に対し、県指定の社会福祉法人の運営施設などでのサービス利用は、利用者負担額が軽減されます。 申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を介護高齢課介護保険係へ

対象になる人の基準		対象サービス
老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税または	50/100	短期入所生活介護/認知症対応型通所介護
次の①~⑤全てに該当		/小規模多機能型居宅介護 ※以上、介護予防を含む 訪問介護/通所介護/定期巡回・随時対応 型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地 域密着型通所介護/地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護/看護小規模多機能 型居宅介護/介護福祉施設サービス/訪問
生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)のみ	100/100	型サービス/通所型サービス

居宅サービスの負担助成

収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を行います。

期間 申請月から来年6月末日 助成額 対象サービスの自己負 担額の2分の1

申請方法 申請書と世帯の収入 に関する届出書を介護高齢課介 護保険係へ

対象要件

次の①~⑤全てに該当

- ●介護保険の要介護(要支援)認定者、 または総合事業対象者
- ②生計を同じくする世帯全員が市民税非 課税
- ❸世帯の前年分の収入が生活保護基準を下回るか、同程度
- ●被保険者本人に課せられている保険料などが未滞納
- ⑤資産を活用しても生活が困窮の状態

対象サービス

訪問入浴介護/訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/短期入所療養介護/福祉用具貸与/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護

※以上、介護予防を含む

訪問介護/通所介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/看護小規模多機能型居宅介護/訪問型サービス/通所型サービス